

滑川町水道事業給水条例

別表第3（第29条関係）

手数料

手数料の区分	単位	金額
設計手数料	1件につき	1,500円
完成検査手数料	1件につき	1,500円
給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	10,000円
給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき	10,000円
証明書交付手数料	1件につき	200円